

2025年7月14日

各位

会 社 名 日揮ホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 佐藤 雅之

(コード番号 1963 東証プライム)

問合せ先 戦略企画オフィス 経営企画ユニット

コーポレートコミュニケーション グループマネージャー 山上 晃弘

(TEL 045-682-8026)

業績連動型株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬として新株式の発行(以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株式の発行の概要

(1) 払 込 期 日	2025年8月6日
(2) 発行する株式の	当社普通株式 43,546株
種類及び数	
(3) 発行価額	1株につき1,248円
(4) 発 行 総 額	54,345,408円
(5) 株式の割当ての	当社子会社の取締役 11名 26,034株
対象者及びその	当社子会社の取締役を兼務しない執行役員 16名 17,512株
人数並びに割り	
当てる株式の数	
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書
	の効力発生を条件とします。

2. 本新株式発行の目的及び理由

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)及び取締役を兼務しない執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員(以下「対象取締役等」と総称します。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有するとともに、対象取締役等の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成並びに株価上昇及び当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブをより一層高めることを目的として、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しており、また、2023年6月29日開催の第127回定時株主総会において、本制度に基づき、当社普通株式取得の出資財

産とするための金銭報酬及び金銭(以下「業績連動型株式報酬」といいます。)として、対象 取締役に対して、年額160百万円以内の金銭債権及び金銭を支給すること等につき、ご承認を いただいております。

今般、当社は、2025年7月14日開催の取締役会において、対象取締役等27名に、2025年3月31日で終了する事業年度の1事業年度を業績評価期間とする業績連動型株式報酬として当該対象取締役等に対して付与された金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、本新株式発行を行うことを決議いたしました。

また、当社は、割当予定先である対象取締役等との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結する予定です。本割当契約の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年8月6日~2055年8月5日

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役等が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了、定年退職又は死亡その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

譲渡制限期間中に、対象取締役等が、任期満了、定年退職死亡その他正当な事由により、上記のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当該割当株式の全部について 当該退任又は退職の直後の時点に譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役等が、法令違反を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる 株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただ し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社 の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日におい て対象取締役等が保有する割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日の前営 業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本制度の払込金額の算定は、交付株式数を「3.本制度の内容」に基づき算出しており、株価については、恣意性を排除した価格とするため2025年7月11日(本日開催の取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における、当社普通株式の終値である1,248円としています。これは、本日開催の取締役会決議の日の直前の市場価格であり、合理的と考えます。

以 上